

令和8年度 米教育総務第 18 号 米原市教育用ネットワーク機器更新業務仕様書

1 業務名

令和8年度 米教育総務第 18 号 米原市教育用ネットワーク機器更新業務

2 業務場所

滋賀県米原市柏原地先ほか

3 業務期間

(1) 設計期間

契約締結日の7日以内から令和9年3月 31 日まで

(2) 機器調達および整備期間

令和9年4月1日から令和 10 年3月 31 日まで

4 目的

文部科学省が策定した「学校のネットワーク改善ガイドブック(令和7年6月版)」に基づき、GIGA スクール構想の下、整備された児童生徒1人1台端末の利活用を更に進めて行く上で、十分なネットワーク速度の確保が重要とされている。その実現に向けて、本業務は市内小中学校に設置されているネットワーク環境の高度化を図るものである。また、次世代校務 DX 環境の整備を見据えたネットワーク機器の更新を実施する。

5 基本要件

市内小学校(9校)および中学校(6校)の既設ネットワーク機器(LBO ルーター、L3・フロア集約スイッチ、無線 LAN アクセスポイント等)の更新を行う。また、本庁舎に設置する仮想基盤および共有ストレージの保守期間満了に伴い、引き続き安定稼働させるための措置を講ずる。LAN ケーブルについては、既設の有線 LAN ケーブル(Cat6A)を流用することは可とする。ネットワーク機器の選定に当たっては、機能性および保守性を重視し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現するための高度なネットワーク環境を整えると同時に、持続可能なネットワーク環境の実現を図る。

6 業務範囲

本業務の構築・運用に係る一連の必要な作業全てを対象とする。

(1) 工程管理

(2) ネットワーク機器の入替えに伴う各種設定の詳細設計

(3) 現地調査

(4) 機器等(必要なライセンス等含む)の調達

(5) 搬入運搬・設定・設置作業(既存機器等の取外し作業も含む)

- (6) 動作確認
- (7) 各種資料の作成
- (8) 必要に応じて、既存ネットワーク保守事業者である藤野商事株式会社との調整

【連絡先】 〒529-1493 滋賀県東近江市五個荘築瀬町 11-3

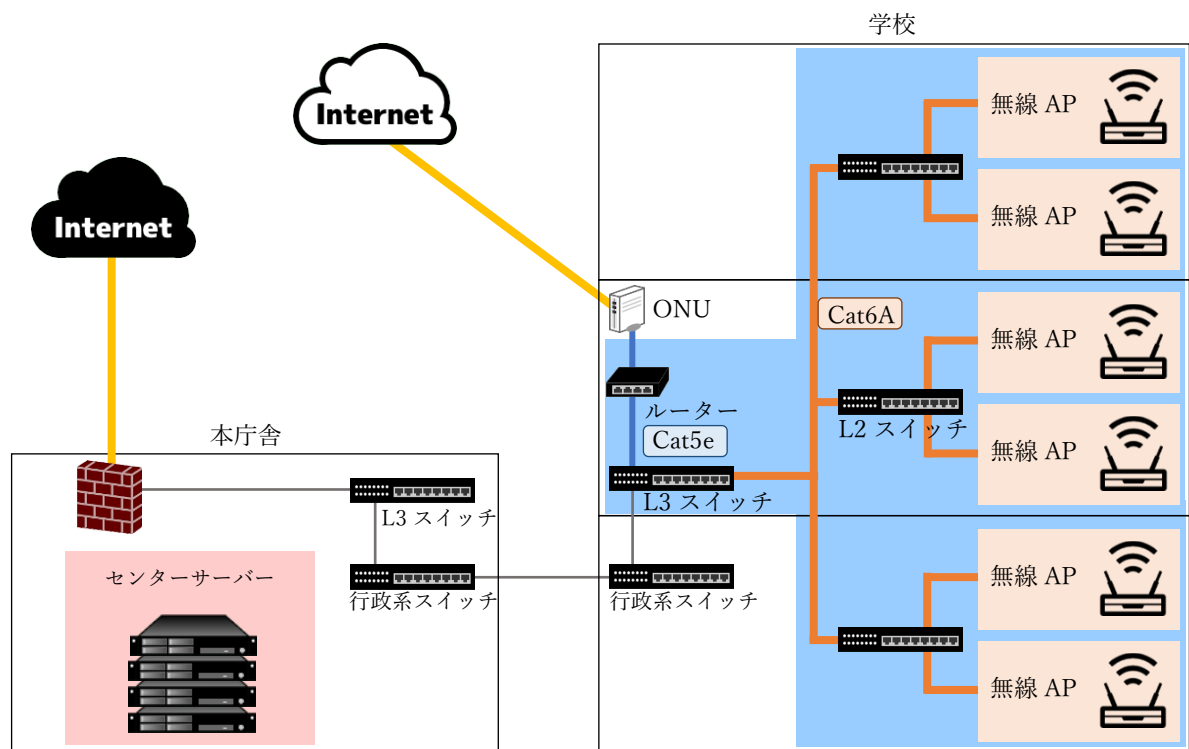
ビジネスサポート事業本部 ソリューション営業部 営業課 文教・自治体グループ

TEL: 0748-45-5545 FAX: 0748-45-5565

- (9) 既存機器等の処分
- (10) 保守
- (11) 定例会および随時必要と判断された場合の協議の実施
- (12) その他必要な作業

7 調達(更新)機器の対象範囲(イメージ図)

- : 更新対象範囲
- : 対象範囲(※更新または保守延長)



8 主な現行機器(参考)

	種類	メーカー	機器名
1	無線 LAN アクセスポイント	フルノシステムズ	ACERA1110
2	無線 LAN アクセスポイント・コントローラー	フルノシステムズ	UNIFAS
3	ルーター	アライドテレシス	AT-AR2050V
4	ルーター (一部)	シスコシステムズ	C841M-4X-JSEC/K9
5	L3スイッチ	アライドテレシス	AT-x530L-28GTX
6	L2スイッチ	アライドテレシス	AT-x230-28GP
7	ネットワーク認証	ソリトンシステムズ	NetAttestEPS
8	仮想基盤	NEC	Express5800/R120h-2M
	(詳細仕様)		
	Intel Xeon Gold 622R	搭載数2: 16C/32T, 2.90GHz, 22MB TDP150W	
	32GB 増設メモリ (1x32GB/R/DR)	搭載数 12: 1x32GB Registered DIMM, Dual Rank, DDR4-2933(PC4-2933), ECC 付	
	2.5 型 960GB SSD(RAID5)	搭載数3: 2.5 型 SATA SSD, 6 Gb/s, ホットスワップ対応, 512n セクタ対応, Read Intensive	
	RAID コントローラ (2GB, RAID 0/1/5/6)	搭載数1: 内蔵 SAS/SATAドライブ用, PCI Express 3.0(x8), AROC, Standard HS, 8 Port(4x2 コネクタ), 2GB キャッシュ, RAID 0/1/5/6, 12Gbs	
	Fibre Channel コントローラ (1ch)x2	搭載数2: roadcom(Emulex)製 16G Fibre Channel 対応コントローラ PCI Express 3.0(x8)対応	
	ネットワーク	2 x 1000BASE-T LAN コネクタ 4 x 1000BASE-T LAN コネクタ 1 x マネジメント用 LAN コネクタ (iLO)	
9	電源ユニット	搭載数2: 800W, 80 PLUS(R) Platinum 取得	
	共有ストレージ	NEC	iStorage V100
	(詳細仕様)		
	コントローラ	デュアルコントローラ	
	キャッシュ容量	192GB	
	2.5 型 NVMe SSD 1.92TB x8 +HS	搭載数9: 2.5 型 Read Intensive NUMe SSD/1.92TB (9 台) 仮想マシン領域	
	3.5 型 ニアライン SAS 7.2krpm/14TB x8 +HS	搭載数9: 3.5 型 ニアライン SAS 7.2krpm/14TB (9 台) ファイルサーバ領域	
	チャネルボード (16Gb FC 8Port)	搭載数1: 16G FC (装置あたり 8 ポート)	
	ネットワーク	1 x 1000BASE-T 1 x マネジメント用 LAN コネクタ	
	電源ユニット	搭載数2: 800W, 80 PLUS(R) Platinum 取得	

9 対象施設

	施設名	児童生徒数(令和8年5月1日現在)
1	柏原小学校	88
2	山東小学校	128
3	大原小学校	257
4	伊吹小学校	72
5	春照小学校	156
6	米原小学校	496
7	河南小学校	119
8	坂田小学校	438
9	息長小学校	125
10	柏原中学校	42
11	大東中学校	238
12	伊吹山中学校	127
13	米原中学校	226
14	河南中学校	67
15	双葉中学校	335
16	米原市役所(本庁舎)	—

※息長小学校では、本校舎の改修工事を予定しているため、仮設校舎に調達機器等を設置すること。

10 調達(更新)機器の機能要件一覧

以下に示す内容を参考に機器選定およびネットワーク機器構成を提案すること。なお、今後さらに高度化するネットワーク環境への対応や管理運営に掛かる負担を軽減することを目的として、以下に記載のない機能等を提案すること。

(1) 無線 LAN アクセスポイント(AP)

- ☐ IEEE 802.11a/b/g/n/ac/ax/be 以上の Wi-Fi 規格に対応していること。
- ☐ 2.4GHz 帯、5GHz 帯、6GHz 帯を同時利用できること。
- ☐ 1教室あたり、同時接続端末数が 40 台程度の環境で、学校特有の利用環境を考慮した製品選定を行うこと。
- ☐ 有線インターフェースは、10G に対応した LAN ポートが1以上あること。
- ☐ PoE 電源供給により動作すること。
- ☐ 5GHz 帯で 4x4 MIMO、4 ストリーム以上であること。
- ☐ 各バンドから3個以上の SSID を設定・出力できること。
- ☐ WPA3-Personal/Enterprise 対応であること。
- ☐ 特定のアクセスポイントへの負荷分散やスループット低下を防ぐ機能を有すること。

- VLAN 機能を有すること。
- チャンネルボンディング機能を有すること。
- 無線 LAN コントローラーで制御可能であること。
- 壁および天井に設置可能なモデルであること。また、取付けに必要なマウントキットを含めること。
- 7年製品保守サービス(センドバック交換またはそれ以上のサービス)を提供可能なモデルであること。
- ライセンス費用等が別途発生する場合、7年間の利用に必要な全ての費用を含めること。

(2) 無線アクセスポイント(AP)・コントローラー

- 市内 15 校に設置した全ての AP を1つの管理コンソール画面で一元管理および階層別管理ができること。また、AP・コントローラーを各学校に設置する場合、冗長構成(クラスタ構成または HA 構成)とし、いずれかが故障した場合であっても AP のサービスを継続できること。なお、クラウドによる提供の場合、その限りではない。
- 同一メーカーの AP であれば、異なるモデルあっても管理できること。
- 管理下の AP のファームウェアを更新できること。
- SSID、暗号化方式、VLAN 等の一括または個別設定ができること。
- アクセスポイントの稼働状況の可視化機能や障害通知機能、遠隔監視機能などを有すること。
- アクセスポイントのマップ作成ができること。
- 校舎内で移動した際、通信が途切れることなく接続可能なローミング機能を有すること。
- Web ブラウザからアクセス可能な Web GUI を提供し、Microsoft Edge または Google Chrome により管理操作が行えること。
- ログの取得およびエクスポートが可能であること。
- 00000JAPAN への切り替え機能を有すること。
- ハードウェアがある場合、7年製品保守サービス(センドバック交換またはそれ以上のサービス)を提供可能なモデルであること。
- ライセンス費用等が別途発生する場合、7年間の利用に必要な全ての費用を含めること。

(3) LBO ルーター

- 10Gbps クラスの WAN 接続に対応していること。
- DHCP 機能(DHCP サーバ、DHCP リレー)を有すること。
- NAT、VLAN 機能を有していること。
- 7年製品保守サービス(センドバック交換またはそれ以上のサービス)を提供可能なモデルであること。
- ライセンス費用等が別途発生する場合、7年間の利用に必要な全ての費用を含めること。

(4) L3 スイッチ

- ☐ 10G 対応のダウンリンク・ポートを 24 以上、有すること。
- ☐ 接続する複数台の L2 スイッチを論理的に1台として管理する機能を有すること。
- ☐ DHCP 機能(DHCP サーバ、DHCP リレー)を有すること。
- ☐ スタティックルーティング、RIP、OSPF、VLAN 機能を有すること。
- ☐ ポート毎に VLAN 設定ができること。また、VLAN を一元管理できること。
- ☐ 遠隔地から SSH 等の暗号化通信によるリモートアクセスができること。
- ☐ 7年製品保守サービス(センドバック交換またはそれ以上のサービス)を提供可能なモデルであること。
- ☐ ライセンス費用等が別途発生する場合、7年間の利用に必要な全ての費用を含めること。

(5) フロア集約スイッチ

- ☐ 10G 対応のアップリンク・ポートを有すること。また、設置場所で必要なポート数を有すること。
- ☐ ダウンリンク・ポートは、2.5G 以上に対応し、ポート数は各設置場所での必要数を有すること。また、将来の拡張性を見据えたモデル選定を行うこと。
- ☐ DHCP 機能(DHCP サーバ、DHCP リレー)を有すること。
- ☐ AP に必要な電力を給電するポートを有し、接続する全ての AP に必要な電力を同時に供給できること。
- ☐ ポート毎に VLAN 設定ができること。
- ☐ 遠隔地から SSH 等の暗号化通信によるリモートアクセスができること。
- ☐ 7年製品保守サービス(センドバック交換またはそれ以上のサービス)を提供可能なモデルであること。
- ☐ ライセンス費用等が別途発生する場合、7年間の利用に必要な全ての費用を含めること。

(6) サーバーラック

- ☐ 選定機器および ONU など収納できる幅かつ高さ9U のサーバーラックを選定すること。
- ☐ 取付けに必要な金具、棚板等は全て見積に含めること。
- ☐ 放熱ファン低速(静音)タイプおよびファンガードを各ラックに2セット設置すること。
- ☐ 必要な口数の電源タップを設置すること。なお、電源タップはPSE適合品で、雷ガード、ホコリ防止シャッター、トラッキング火炎予防絶縁キャップ、マグネット付きの機能を有すること。
- ☐ 鍵、キャスター4輪(うち2輪はストッパー付き)のサーバーラックであること。

(7) 本庁舎仮想基盤および共有ストレージ

- ☐ 本庁舎の既設仮想基盤(4台1組)を継続して安定稼働させるため、予備機1台の購入、もしくは、令和9年4月1日から2年間の保守延長サービス(メーカー保守またはサードパーティー保

守)に加入すること。

- 本庁舎の共有ストレージを継続して安定稼働させるため、予備機1台の購入、もしくは、令和9年4月1日から2年間の保守延長サービス(メーカー保守またはサードパーティー保守)に加入すること。
- 仮想基盤および共有ストレージの予備機購入または2年延長保守とは別に必要となる費用は全て含めること。
- 既設仮想基盤または共有ストレージの故障等に備え、事前に設定可能なデータ入力等の作業は全て済ませ、迅速に機器の交換および再稼働が実施できるようにしておくこと。または購入した機器を既存機と交換し、継続して2年間安定稼働させる対策も可とする。なお、機器の取り外しおよび取り付け作業については、受注者が行うこと。設定等に必要な情報は、米原市教育委員会事務局教育総務課学校 ICT 推進室から受注者に別途提供する。

11 セキュリティ

- MAC アドレス認証、IEEE 802.1X 認証を行える機器を選定すること。また、1校あたり 10,000 以上登録可能であること。
- 提案する機器構成の中で MAC アドレス認証の機能を有さない場合、追加で MAC アドレス認証を行うためのネットワーク認証用機器を冗長構成にて提案し、7年製品保守サービス(センドバック交換またはそれ以上のサービス)および7年間の利用に必要な諸費用も全て含めること。さらに、MAC アドレスの登録等は、遠隔地からでも操作可能なネットワーク構成で提案すること。

12 設計

- 受託者は、本事業におけるネットワーク構成について、米原市教育委員会事務局教育総務課学校 ICT 推進室と協議の上、詳細設計を行うこと。
- 詳細設計を行う上で、現地調査を全ての小中学校および本庁舎で実施すること。また、現地調査の結果、本業務において実現する高度なネットワーク環境の妨げとなる内容を発見した場合、直ちに米原市教育委員会事務局教育総務課学校 ICT 推進室に報告および相談の上、対応策を決定すること。

13 配線・設定・設置作業

- 既設の Cat6A の有線 LAN ケーブルは、取替え不要とする。但し、ONU と LBO ルーター間、LBO ルーターと L3 スイッチ間の幹線で、Cat6A でない有線 LAN ケーブルの箇所は全て Cat6A ケーブルに取替えること。
- 有線 LAN ケーブルの取替えまたは新設した場合、種別や接続先等が分かるケーブルタグを取付けること。
- AP は PoE スイッチから電源供給を受けること。但し、PoE インジェクターが必要となる場合は、受託者の費用負担で設定すること。

- SSID のステルス設定は、米原市教育委員会事務局教育総務課学校 ICT 推進室と協議の上、行うこと。
- 電波干渉等による通信不良を避けるため、各 AP のチャンネル、電波強度等の設定を適切に行うこと。また、設定後、良好な電波環境が確保されていない場合(授業進行に支障がある場合または支障があると感じる場合も含む)、設定変更等により建設的に改善すること。
- 既存機器等を取り外し、原則、同じ場所に新しい機器等を設置すること。
- 投票管理システム用ネットワーク回線を設ける学校(大原小学校、伊吹小学校、春照小学校、河南小学校、大東中学校)では、本回線専用の情報コンセントを設けている。現在は、投票所エリアに設置する AP の LAN2 ポートから情報コンセントまで有線出力し、タグ VLAN を割り当てている。今回、選定する機器において、同様の構築ができない場合、職員室の行政 HUB から当該情報コンセントまで有線 LAN ケーブル(Cat5e)を敷設することも可とするが、必要となる機材等は全て見積に含めることとする。またはその他の提案も可とするが、配線ルート等の詳細は米原市教育委員会事務局教育総務課学校 ICT 推進室と協議の上、決定すること。なお、無線 LAN を使用した設計・整備は不可とする。
- 通級指導教室(柏原小学校、大原小学校、米原小学校、坂田小学校、大東中学校、米原中学校)では、校務用ネットワーク専用の情報コンセントを設けている。引き続き、情報コンセントが使用可能な状態にすること。
- サーバールックの設置場所は、現地調査時に候補場所を検討し、米原市教育委員会事務局教育総務課学校 ICT 推進室と協議の上、設置場所を決定すること。また、サーバールックの鍵は、米原市教育委員会事務局教育総務課学校 ICT 推進室に提出すること。
- 改修工事を予定している息長小学校は、以下のとおり作業を行うこと。
 - ア 調達した機器等は、新設する仮設校舎内に設置すること。
 - イ 仮設校舎内の有線 LAN ケーブルは、新たに Cat5e ケーブルを敷設すること。
 - ウ 仮設校舎から本校舎への移設作業は、本業務に含めないこととする。
 - エ 調達機器台数は、現本校舎の設置台数と同じ台数を調達すること。

14 試験

- 全ての学校において、職員室、教室、特別教室の3か所以上で接続試験(端末複数台同時接続等)および通信速度測定を行うこと。なお、この測定条件は、米原市教育委員会事務局教育総務課学校 ICT 推進室と協議の上、決定すること。結果については、試験結果報告書として提出し、不備等があった場合は、設定変更等の改善策を講ずること。
- 全ての小中学校において、無線 LAN の品質確認としてサイトサーベイを AP がある全ての教室や体育館等で実施し、電波強度、電波干渉、ノイズレベル、ローミング品質等を測定し、良好な電波環境が確保されていることを確認すること。なお、この測定条件は、米原市教育委員会事務局教育総務課学校 ICT 推進室と協議の上、決定すること。結果については、調査結果報告書として提出し、不

備等があった場合は、設定変更等の改善策を講ずること。

- ファームウェアアップデート試験を実施すること。
- 各学校で使用するパソコンをはじめ、その他ネットワークに接続された機器（複合機やプリンターなど）が、正常に動作することを確認すること。また、動作確認時は、実際の動作環境を想定し、1台ではなく、複数台同時稼働で動作確認を行うこと。

15 既存機器等の処分

- 取り外した既存機器等は、データ消去等の処置を行った上で適切に処分すること。
- 処分業務を第三者に委託する場合、事前に米原市教育委員会事務局教育総務課学校 ICT 推進室に報告し、その許可を得ること。

16 保守

- 導入するネットワーク機器には、7年製品保守サービス（センドバック交換またはそれ以上のサービス）の費用を含めること。なお、保証開始日は利用開始日から7年間とすること。また、この期間内のソフトウェアアップデートや問合せ対応（電話・電子メール）も保守に含むこと。
- 機器の製品代とは別にライセンス等の費用が発生する場合、7年間利用するために必要な費用を全て含めること。
- 機器の故障等により交換が必要となった場合、米原市教育委員会事務局教育総務課学校 ICT 推進室と連携の上、速やかに交換対応を行うこと。
- 導入する機器に関する脆弱性などの発表があった場合、米原市教育委員会事務局教育総務課学校 ICT 推進室と情報共有すると同時に、バージョンアッププログラムの提供等を行うこと。
- 学校ネットワークの安定稼働のため、職員による自立的な運用は不可欠となるが、職員の負担軽減および障害発生時の対処策も含めた提案をすること。また、長期稼働を見据えた提案とすること。
- 保守期間（7年間）内は、米原市教育委員会事務局教育総務課学校 ICT 推進室と連携し、トラブル対応や各種設定変更など、教育活動に支障をきたさぬよう適切に対応すること。現地作業が必要な障害等が発生した場合は、速やかに現地対応を行うこと。

17 システム管理者研修

- 米原市教育委員会事務局教育総務課学校 ICT 推進室の担当者に対して、日常保守や簡易トラブルシューティングに必要な知識と対処方法、各管理画面の操作方法等に関するシステム管理者研修を実施すること。

18 無線 LAN アクセスポイント(AP)設置数

現在、各学校に設置する AP の数を以下に示す。更新数量は以下を参考とすること。

	施設名	職員室	校長室	保健室	通級指導 教室	普通教室 等	特別教室	計
1	柏原小学校	1	1	1	1	12	9	25
2	山東小学校	1	1	1	0	11	8	22
3	大原小学校	2	1	1	1	20	8	33
4	伊吹小学校	1	1	1	0	10	7	20
5	春照小学校	1	1	1	0	13	7	23
6	米原小学校	2	1	1	1	26	8	39
7	河南小学校	1	1	1	0	10	8	21
8	坂田小学校	2	1	1	1	25	9	39
9	息長小学校	1	1	1	0	15	9	27
10	柏原中学校	1	1	1	0	11	11	25
11	大東中学校	2	1	1	1	19	12	36
12	伊吹山中学校	1	1	1	0	12	12	27
13	米原中学校	2	1	1	0	17	13	34
14	河南中学校	2	1	1	0	11	16	31
15	双葉中学校	2	1	1	0	17	9	30
	合 計							432

19 各機器(AP 除く)の設置数

現在、各学校に設置する各機器(AP 除く)の数を以下に示す。更新数量は以下を参考とすること。但し、提案内容(構成や機器の仕様)に応じて、適当な数量を提案すること。

	施設名	LBO ルータ ー	L3 スイッチ	PoE L2 スイッチ	ネットワ ーク 認 証 用 機 器	PoE 中 継ハブ (延長)	PoE 中 継ハブ (分岐)	投 票 管 理 シ ス テ ム 用 情 報 コ ン セ ン ト	校 務 用 情 報 コ ン セ ン ト (通級指 導 教 室)
1	柏原小学校	1	1	3	2	0	1 ※ダウン リンク 8 ポート以 上	0	1
2	山東小学校	1	1	2	2	1	1 ※ダウン リンク 8 ポート以 上	0	0
3	大原小学校	1	1	4	2	1	2 ※ダウン リンク 8	1	1

							ポート以上		
4	伊吹小学校	1	1	2	2	0	1 ※ダウン リンク8 ポート以上	1	0
5	春照小学校	1	1	2	2	0	1 ※ダウン リンク8 ポート以上	1	0
6	米原小学校	1	1	3	2	0	2 ※ダウン リンク8 ポート以上	0	1
7	河南小学校	1	1	3	2	1	1 ※ダウン リンク8 ポート以上	1	0
8	坂田小学校	1	1	10	2	0	1 ※ダウン リンク8 ポート以上	0	1
9	息長小学校	1	1	2	2	0	1 ※ダウン リンク8 ポート以上	0	0
10	柏原中学校	1	1	3	2	1	1 ※ダウン リンク8 ポート以上	0	0
11	大東中学校	1	1	3	2	1 ※ダウン リンク4 ポート以上	1 ※ダウン リンク8 ポート以上	1	1
12	伊吹山中学校	1	1	3	2	1	1 ※ダウン リンク8 ポート以上	0	0
13	米原中学校	1	1	3	2	1 ※ダウン リンク4 ポート以上	1 ※ダウン リンク8 ポート以上	0	1
14	河南中学校	1	1	3	2	1 ※ダウン リンク8 ポート以上	1 ※ダウン リンク8 ポート以上	0	0
15	双葉中学校	1	1	6	2	0	1	0	0

							※ダウン リンク 8 ポート以 上		
--	--	--	--	--	--	--	----------------------------	--	--

20 予備機

以下に示す数量を追加で含めること。さらに、いずれの機械も7年製品保守サービス(センドバック交換またはそれ以上のサービス)に加入し、ライセンス費用等が別途発生する場合は、7年間の利用に必要な全ての費用を含めること。

	機器	数量
1	AP	9
2	LBO ルーター	2
3	L3 スイッチ	2
4	フロア集約スイッチ	4

21 品質管理

本業務は、将来、児童生徒が学校教育において1人1台端末を利用するための重要なネットワーク基盤の構築であり、障害発生は学校運営に多大な影響を及ぼすものである。よって、高い品質を維持するために以下の要件を満たすこと。

- (1) 構築体制に、品質管理責任者を設置し、品質管理に従事させること。
- (2) 関連法規等を十分に考慮して、対応すること。
- (3) 旧システムからの切替え、接続変更等に関してはその方法、新規構築・集約完了基準などについて米原市教育委員会事務局教育総務課学校 ICT 推進室の承認を得ること。
- (4) その他、品質を維持管理するための手法を提案すること。

22 納品物

本業務において予定する成果物は次のとおりである。なお、電子媒体(編集可能な形式)と紙媒体の両方を用意すること。

成果物の内容の詳細については、受託者と別途協議の上、決定する。

- (1) ハードウェア納品物
- (2) ソフトウェア納品物(ソフトウェア説明書、ソフトウェア電子媒体、ライセンス等)

本業務において予定するソフトウェア成果物は以下のとおりである。

- ☐ 各学校の配線図面一式(既存図を参考に更新した図面)
- ☐ 各機器やソフトウェアの操作マニュアル
- ☐ トラブル対応マニュアル
- ☐ 調達機器等の取扱説明書および保証書
- ☐ ネットワーク構成図(論理・物理)

- ☐ ネットワーク機器の設定情報（紙媒体印刷時の元データに加え、バックアップデータも提出すること。）
- ☐ ルーティングポリシーとその設定が記されたネットワーク図（ルーティングポリシーを構成する場合）
- ☐ VLAN 構成図（VLAN を構成する場合）
- ☐ 試験成績表（ケーブル試験含む）
- ☐ 写真一式
- ☐ 会議資料および会議録
- ☐ 調達機器一覧（メーカー名、型番、シリアル番号等）
- ☐ 工程管理表
- ☐ その他付带的に作成した成果物

23 検収

検査の結果、成果物の全部または一部の修正が必要と判断された場合には、受託者は直ちに引取り、必要な改修を行った後、指定した日時までに修正内容を反映した成果物を納入すること。

24 その他留意事項

(1) 基本事項

本業務の遂行に当たっては、業務の継続を第一に考え、資材搬入、作業、および 納品等に際しては、善良な管理者の注意義務をもって確実に行うこと。

(2) 業務の履行

本仕様書に記載のない事項および記載内容の詳細については、双方協議の上、決定する。

(3) 業務内容の変更

業務内容は、本仕様書および別添設計書等のおりとするが、やむを得ず変更の必要が生じたときは、市と協議の上、承諾を得て変更するものとする。

(4) 梱包資材等の回収

開梱した梱包資材および残余資材は、速やかに回収し、受託者の負担において適切に処理すること。

(5) 関連法規

関連法規および本市条例を遵守すること。

(6) 守秘義務

本業務において知り得た情報は本業務の目的以外に使用しまたは第三者に開示もしくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。

(7) 情報セキュリティ管理

受託者は情報セキュリティ管理を行い、各工程において、情報セキュリティに関する事故および

障害等の発生を未然に防ぎ、発生した場合に被害を最小限に抑えること。

(8) 契約不適合責任

本業務の成果として提供した全ての役務、納品物が、種類、品質または数量に関して、契約の内容に適合しない(以下「契約不適合」という。)場合、本業務の受託者は、役務または納品物等の修正、代替物の引渡しまたは不足分の引渡しを行うこと。

また、契約の内容に適合しないことを直ちに発見することができない場合において、委託者が1年以内にその契約不適合を発見したときも受託者は上記と同様の対応をとること。

24 その他

- (1) 原則として校内の作業は土日祝日等の休校日に行うこととし、平日の放課後等に行う場合は、事前に委託者と協議すること。
- (2) 本仕様書に記載のない事項や疑義が生じた場合は、双方協議の上、決定することとする。

以上